



20230605評基第016号
2023年10月23日

登 録 証

関東化学株式会社 殿

計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者として登録します。

登 録 番 号 0014

事業所の名称 関東化学株式会社 草加工場

所 在 地 埼玉県草加市稲荷一丁目7番1号

登録に係る区分 濃度（詳細は別紙のとおり）

登録の有効期限 2027年10月24日

2023年10月25日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 長谷川 史彦





20230605評基第016号
2023年10月23日

認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を JCSS 認定プログラムの校正事業者として認定する。

認 定 識 別: JCSS 0014 Calibration

適合性評価機関の名称: 関東化学株式会社 草加工場

法 人 の 名 称: 関東化学株式会社

適合性評価機関の所在地: 埼玉県草加市稲荷一丁目7番1号

認 定 範 囲: 濃度 (詳細は別紙のとおり)

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (JCSS 認定) に記載した
認定要求事項

認定発効日: 2023年10月25日

認定の有効期限: 2027年10月24日

初回認定発効日: 2005年12月26日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 齊藤 和則

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。



20230605評基第016号
2023年10月23日

認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関をJCSS認定プログラムの標準物質生産者として認定する。

認 定 識 別: JCSS 0014 RMP

適合性評価機関の名称: 関東化学株式会社 草加工場

法 人 の 名 称: 関東化学株式会社

適合性評価機関の所在地: 埼玉県草加市稲荷一丁目7番1号

認 定 範 囲: 濃度 (詳細は別紙のとおり)

認定要求事項: ISO 17034:2016

認定スキーム文書 (JCSS-RMP 認定) に記載した
認定要求事項

認定発効日: 2023年10月25日

認定の有効期限: 2027年10月24日

初回認定発効日: 2008年11月6日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長

齊藤和則

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この認定は当該事業者が認定された範囲において ISO 17034:2016 の技術的能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

<校正>

登録（認定）に係る区分：濃度

法律に基づく初回登録年月日：1994 年 3 月 1 日

国際 MRA 対応初回認定発効日：2005 年 12 月 26 日

校正手法の区分の呼称〔登録更新（認定発効）年月日〕：pH 標準液以外の標準液 [2023 年 10 月 25 日]

恒久的施設で行う校正／現地校正の別：恒久的施設で行う校正

校正測定能力

校正手法の 区分の呼称#	種類	校正範囲	拡張不確かさ*2 (信頼の水準約 95 %)
pH 標準液以外の 標準液	銅標準液	100 mg/L	0.7 %
		1000 mg/L	0.5 %
	亜鉛標準液	100 mg/L	0.7 %
		1000 mg/L	0.4 %
	カドミウム標準液	100 mg/L	0.9 %
		1000 mg/L	0.4 %
	鉛標準液	100 mg/L	0.7 %
		1000 mg/L	0.4 %
	鉄標準液	100 mg/L	0.7 %
		1000 mg/L	0.5 %
	クロム標準液	100 mg/L	0.8 %
		1000 mg/L	0.6 %
	ひ素標準液	100 mg/L	0.7 %
		1000 mg/L	0.4 %
	マンガン標準液	100 mg/L	0.6 %
		1000 mg/L	0.4 %
	ニッケル標準液	100 mg/L	0.6 %
		1000 mg/L	0.4 %
	コバルト標準液	100 mg/L	1.0 %
		1000 mg/L	0.4 %
	ビスマス標準液	100 mg/L	0.9 %
		1000 mg/L	0.6 %
	アンチモン標準液	100 mg/L	0.8 %
		1000 mg/L	0.5 %
	アルミニウム標準液	1000 mg/L	0.5 %
	カルシウム標準液	1000 mg/L	0.5 %
	カリウム標準液	1000 mg/L	0.6 %
	マグネシウム標準液	1000 mg/L	0.7 %
	ナトリウム標準液	1000 mg/L	0.6 %
	塩化物イオン標準液	1000 mg/L	0.4 %
	ふっ化物イオン標準液	1000 mg/L	0.5 %
	亜硝酸イオン標準液	100 mg/L 以上 1000 mg/L 以下	0.7 %
		3280 mg/L	0.7 %
	硝酸イオン標準液	100 mg/L 以上 1000 mg/L 以下	0.7 %
		4430 mg/L	0.6 %
	りん酸イオン標準液	1000 mg/L	0.6 %
		3070 mg/L	0.7 %
	硫酸イオン標準液	1000 mg/L	0.6 %

pH 標準液以外の 標準液	アンモニウムイオン標準液	100 mg/L 以上 1000 mg/L 以下	0.7 %
		1280 mg/L	0.6 %
	水銀標準液	1000 mg/L	0.8 %
	バリウム標準液	1000 mg/L	0.7 %
	臭化物イオン標準液	1000 mg/L	0.6 %
	リチウム標準液	1000 mg/L	0.6 %
	モリブデン標準液	1000 mg/L	0.8 %
	ルビジウム標準液	1000 mg/L	0.5 %
	セレン標準液	1000 mg/L	1.3 %
	すず標準液	1000 mg/L	0.8 %
	ストロンチウム標準液	1000 mg/L	0.4 %
	タリウム標準液	1000 mg/L	0.9 %
	ほう素標準液	1000 mg/L	0.4 %
	セシウム標準液	1000 mg/L	0.6 %
	ガリウム標準液	1000 mg/L	0.5 %
	インジウム標準液	1000 mg/L	0.5 %
	テルル標準液	1000 mg/L	1.6 %
	バナジウム標準液	1000 mg/L	0.6 %
	ホルムアルデヒド標準液	1000 mg/L	4.0 %
	シアン化物イオン標準液	1000 mg/L	3.4 %
	塩素酸イオン標準液	1000 mg/L	0.7 %
	臭素酸イオン標準液	2000 mg/L	0.7 %
	全有機体炭素標準液	1000 mg/L	0.5 %
	銀標準液	1000 mg/L	0.7 %
	亜塩素酸イオン標準液	1000 mg/L	1.8 %
	ヘプタオキシエチレンドデ シルエーテル標準液	100 mg/L	4.2 %
	ベリリウム標準液	1000 mg/L	0.5 %
	けい素標準液	1000 mg/L	1.5 %
	ジルコニウム標準液	1000 mg/L	0.4 %

pH 標準液以外の 標準液	揮発性有機化合物 23 種混合標準液 (注) 23 種のうち任意の組み合わせを認める。		
	1, 1-ジクロロエチレン	各 1000 mg/L	2.0 %
	ジクロロメタン		1.0 %
	trans-1, 2-ジクロロエチレン		1.2 %
	cis-1, 2-ジクロロエチレン		0.9 %
	クロロホルム		0.9 %
	1, 1, 1-トリクロロエタン		0.9 %
	四塩化炭素		1.0 %
	ベンゼン		1.0 %
	1, 2-ジクロロエタン		0.9 %
	トリクロロエチレン		0.9 %
	1, 2-ジクロロプロパン		0.8 %
	ブロモジクロロメタン		0.9 %
	cis-1, 3-ジクロロプロペン		3.5 %
	トルエン		0.9 %
	trans-1, 3-ジクロロプロペン		4.7 %
	1, 1, 2-トリクロロエタン		1.0 %
	テトラクロロエチレン		0.9 %
	ジブロモクロロメタン		1.0 %
	p-キシレン		1.0 %
	m-キシレン		1.0 %
	o-キシレン		0.8 %
	トリブロモメタン		1.2 %
	1, 4-ジクロロベンゼン		0.9 %
	揮発性有機化合物 25 種混合標準液 (注) 25 種のうち任意の組み合わせを認める。		
	1, 1-ジクロロエチレン	各 1000 mg/L	1.6 %
	ジクロロメタン		1.1 %
	trans-1, 2-ジクロロエチレン		1.2 %
tert-ブチルメチルエーテル	0.8 %		
cis-1, 2-ジクロロエチレン	0.9 %		
クロロホルム	1.0 %		
1, 1, 1-トリクロロエタン	1.0 %		
四塩化炭素	1.3 %		
ベンゼン	1.0 %		
1, 2-ジクロロエタン	0.9 %		
トリクロロエチレン	1.0 %		
1, 2-ジクロロプロパン	0.9 %		
1, 4-ジオキサン	2.5 %		
ブロモジクロロメタン	1.0 %		
cis-1, 3-ジクロロプロペン	3.2 %		
トルエン	0.9 %		
trans-1, 3-ジクロロプロペン	4.5 %		
1, 1, 2-トリクロロエタン	1.0 %		
テトラクロロエチレン	1.0 %		
ジブロモクロロメタン	1.1 %		
p-キシレン	0.9 %		
m-キシレン	0.9 %		
o-キシレン	1.0 %		
トリブロモメタン	1.1 %		
1, 4-ジクロロベンゼン	1.1 %		

pH 標準液以外の 標準液	金属 14 種混合標準液		
	アルミニウム	100 mg/L	1.8 %
	ひ素	10 mg/L	1.9 %
	ほう素	100 mg/L	1.8 %
	カルシウム	100 mg/L	2.1 %
	カドミウム	5 mg/L	1.8 %
	クロム	10 mg/L	1.9 %
	銅	100 mg/L	1.9 %
	鉄	100 mg/L	1.8 %
	マグネシウム	100 mg/L	1.8 %
	マンガン	10 mg/L	2.0 %
	ナトリウム	100 mg/L	2.0 %
	鉛	10 mg/L	1.9 %
	セレン	10 mg/L	2.2 %
	亜鉛	100 mg/L	2.8 %
フェノール類 6 種混合標準液			
2-クロロフェノール	各 1000 mg/L	1.8 %	
フェノール		1.9 %	
2,6-ジクロロフェノール		2.0 %	
2,4-ジクロロフェノール		2.0 %	
2,4,6-トリクロロフェノール		2.1 %	
4-クロロフェノール		2.0 %	
かび臭物質 2 種混合標準液			
2-メチルイソボルネオール	各 100 mg/L	2.6 %	
ジェオスミン		2.5 %	
ハロ酢酸 4 種混合標準液			
クロロ酢酸	各 1000 mg/L	2.3 %	
ブロモ酢酸		2.6 %	
ジクロロ酢酸		2.7 %	
トリクロロ酢酸		2.6 %	

#校正の方法は、全て自社で開発された手順です。

*1 %による表記は値付け濃度に対する相対値である。

<標準物質生産者>

認定に係る区分：濃度

国際 MRA 対応初回認定発効日：2008 年 11 月 6 日

区分の呼称〔登録更新（認定発効）年月日〕：pH 標準液以外の標準液 [2023 年 10 月 25 日]

標準物質又は認証標準物質の別：認証標準物質

特性値付与のアプローチ：単一事業所による単一方法を用いた値付け（ISO 17034:2016 7.12.3 注記 1 d））

区分の呼称	種類	範囲	拡張不確かさ*2 (信頼の水準約 95 %)	値付け技術*1
pH 標準液以外の標準液	銅標準液	100 mg/L	0.7 %	滴定法
		1000 mg/L	0.5 %	
	亜鉛標準液	100 mg/L	0.7 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	カドミウム標準液	100 mg/L	0.9 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	鉛標準液	100 mg/L	0.7 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	鉄標準液	100 mg/L	0.7 %	滴定法
		1000 mg/L	0.5 %	
	クロム標準液	100 mg/L	0.8 %	滴定法
		1000 mg/L	0.6 %	
	ひ素標準液	100 mg/L	0.7 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	マンガン標準液	100 mg/L	0.6 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	ニッケル標準液	100 mg/L	0.6 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	コバルト標準液	100 mg/L	1.0 %	滴定法
		1000 mg/L	0.4 %	
	ビスマス標準液	100 mg/L	0.9 %	滴定法
		1000 mg/L	0.6 %	
	アンチモン標準液	100 mg/L	0.8 %	滴定法
		1000 mg/L	0.5 %	
	アルミニウム標準液	1000 mg/L	0.5 %	滴定法
	カルシウム標準液	1000 mg/L	0.5 %	滴定法
	カリウム標準液	1000 mg/L	0.6 %	IC
	マグネシウム標準液	1000 mg/L	0.7 %	滴定法
	ナトリウム標準液	1000 mg/L	0.6 %	IC
	塩化物イオン標準液	1000 mg/L	0.4 %	滴定法
	ふっ化物イオン標準液	1000 mg/L	0.5 %	滴定法
	亜硝酸イオン標準液	100 mg/L 以上 1000 mg/L 以下	0.7 %	IC
		3280 mg/L	0.7 %	
	硝酸イオン標準液	100 mg/L 以上 1000 mg/L 以下	0.7 %	IC
		4430 mg/L	0.6 %	

pH 標準液以外の標準液	りん酸イオン標準液	1000 mg/L	0.6 %	滴定法
		3070 mg/L	0.7 %	
	硫酸イオン標準液	1000 mg/L	0.6 %	IC
	アンモニウムイオン標準液	100 mg/L 以上 1000 mg/L 以下	0.7 %	滴定法
		1280 mg/L	0.6 %	
	水銀標準液	1000 mg/L	0.8 %	滴定法
	バリウム標準液	1000 mg/L	0.7 %	滴定法
	臭化物イオン標準液	1000 mg/L	0.6 %	滴定法
	リチウム標準液	1000 mg/L	0.6 %	IC
	モリブデン標準液	1000 mg/L	0.8 %	滴定法
	ルビジウム標準液	1000 mg/L	0.5 %	IC
	セレン標準液	1000 mg/L	1.3 %	滴定法
	すず標準液	1000 mg/L	0.8 %	滴定法
	ストロンチウム標準液	1000 mg/L	0.4 %	滴定法
	タリウム標準液	1000 mg/L	0.9 %	滴定法
	ほう素標準液	1000 mg/L	0.4 %	滴定法
	セシウム標準液	1000 mg/L	0.6 %	IC
	ガリウム標準液	1000 mg/L	0.5 %	滴定法
	インジウム標準液	1000 mg/L	0.5 %	滴定法
	テルル標準液	1000 mg/L	1.6 %	滴定法
	バナジウム標準液	1000 mg/L	0.6 %	滴定法
	ホルムアルデヒド標準液	1000 mg/L	4.0 %	GC
	シアン化物イオン標準液	1000 mg/L	3.4 %	滴定法
	塩素酸イオン標準液	1000 mg/L	0.7 %	IC
	臭素酸イオン標準液	2000 mg/L	0.7 %	IC
	全有機体炭素標準液	1000 mg/L	0.5 %	HPLC
	銀標準液	1000 mg/L	0.7 %	滴定法
	亜塩素酸イオン標準液	1000 mg/L	1.8 %	IC
	ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液	100 mg/L	4.2 %	HPLC
	ベリリウム標準液	1000 mg/L	0.5 %	IC
	けい素標準液	1000 mg/L	1.5 %	IC
	ジルコニウム標準液	1000 mg/L	0.4 %	滴定法

pH 標準液以外の標準液	揮発性有機化合物 23 種混合標準液		(注) 23 種のうち任意の組み合わせを認める。	
	1,1-ジクロロエチレン	各 1000 mg/L	2.0 %	GC
	ジクロロメタン		1.0 %	
	<i>trans</i> -1,2-ジクロロエチレン		1.2 %	
	<i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン		0.9 %	
	クロロホルム		0.9 %	
	1,1,1-トリクロロエタン		0.9 %	
	四塩化炭素		1.0 %	
	ベンゼン		1.0 %	
	1,2-ジクロロエタン		0.9 %	
	トリクロロエチレン		0.9 %	
	1,2-ジクロロプロパン		0.8 %	
	ブロモジクロロメタン		0.9 %	
	<i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン		3.5 %	
	トルエン		0.9 %	
	<i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペン		4.7 %	
	1,1,2-トリクロロエタン		1.0 %	
	テトラクロロエチレン		0.9 %	
	ジブロモクロロメタン		1.0 %	
	<i>p</i> -キシレン		1.0 %	
	<i>m</i> -キシレン		1.0 %	
	<i>o</i> -キシレン		0.8 %	
	トリブロモメタン		1.2 %	
	1,4-ジクロロベンゼン		0.9 %	

pH 標準液以外の標準液	揮発性有機化合物 25 種混合標準液		(注) 25 種のうち任意の組み合わせを認める。	
	1, 1-ジクロロエチレン	各 1000 mg/L	1.6 %	GC
	ジクロロメタン		1.1 %	
	trans-1, 2-ジクロロエチレン		1.2 %	
	tert-ブチルメチルエーテル		0.8 %	
	cis-1, 2-ジクロロエチレン		0.9 %	
	クロロホルム		1.0 %	
	1, 1, 1-トリクロロエタン		1.0 %	
	四塩化炭素		1.3 %	
	ベンゼン		1.0 %	
	1, 2-ジクロロエタン		0.9 %	
	トリクロロエチレン		1.0 %	
	1, 2-ジクロロプロパン		0.9 %	
	1, 4-ジオキサン		2.5 %	
	ブロモジクロロメタン		1.0 %	
	cis-1, 3-ジクロロプロペン		3.2 %	
	トルエン		0.9 %	
	trans-1, 3-ジクロロプロペン		4.5 %	
	1, 1, 2-トリクロロエタン		1.0 %	
	テトラクロロエチレン		1.0 %	
	ジブロモクロロメタン		1.1 %	
	p-キシレン		0.9 %	
	m-キシレン		0.9 %	
	o-キシレン		1.0 %	
	トリブロモメタン		1.1 %	
1, 4-ジクロロベンゼン	1.1 %			
金属 14 種混合標準液				
アルミニウム	100 mg/L	1.8 %	ICP-OES	
ひ素	10 mg/L	1.9 %		
ほう素	100 mg/L	1.8 %		
カルシウム	100 mg/L	2.1 %		
カドミウム	5 mg/L	1.8 %		
クロム	10 mg/L	1.9 %		
銅	100 mg/L	1.9 %		
鉄	100 mg/L	1.8 %		
マグネシウム	100 mg/L	1.8 %		
マンガン	10 mg/L	2.0 %		
ナトリウム	100 mg/L	2.0 %		
鉛	10 mg/L	1.9 %		
セレン	10 mg/L	2.2 %		
亜鉛	100 mg/L	2.8 %		

フェノール類 6 種混合標準液				
2-クロロフェノール	各 1000 mg/L	1.8 %	GC	
フェノール		1.9 %		
2,6-ジクロロフェノール		2.0 %		
2,4-ジクロロフェノール		2.0 %		
2,4,6-トリクロロフェノール		2.1 %		
4-クロロフェノール		2.0 %		
かび臭物質 2 種混合標準液				
2-メチルイソボルネオール	各 100 mg/L	2.6 %	GC	
ジェオスミン		2.5 %		
ハロ酢酸 4 種混合標準液				
クロロ酢酸	各 1000 mg/L	2.3 %	HPLC	
ブromo酢酸		2.6 %		
ジクロロ酢酸		2.7 %		
トリクロロ酢酸		2.6 %		

%による表記は値付け濃度に対する相対値である。

*1 IC : イオンクロマトグラフ法

GC : ガスクロマトグラフ法

HPLC : 高速液体クロマトグラフ法

ICP-OES : 誘導結合プラズマ発光分光分析法



JCSS
JCSS 0014

証 明 書

標準物質 名 称 : セレン標準液 (Se 1000)

Cat.No.37808-1B

製 造 者 : 関東化学株式会社 草加工場

ロット番号 : 703K9527

用 途 化学分析用 (主に原子吸光分析、ICP 分析など)

使用 方法 開栓前に容器を穏やかに転倒混和後、使用して下さい。また、開栓した容器は速やかに密栓して下さい。

保 存 条 件 直射日光を避け、常温 (5 °C ~ 35 °C) 保管

値 付 け 方 法 特定二次標準液を基準として滴定法により濃度を測定

値付け実施場所 関東化学株式会社 草加工場

値 付 け 結 果 * 1004 mg/L

相対拡張不確かさ** 1.3 % (包含係数 $k=2$ 、信頼の水準約 95 %) (備考)

* 値付け結果は、20 °C における濃度である。

** 相対拡張不確かさは、保証期間内の保存安定性の拡張不確かさを含む。

値付け年月日 2025 年 3 月 11 日

保 証 期 限 2027 年 3 月末

値付けの結果は、上記のとおりであることを証明します。

発行日 2025 年 3 月 24 日

埼玉県草加市稲荷 1 丁目 7 番 1 号

関東化学株式会社 草加工場

検査部 課長

関根 拓也

- ・この証明書は、計量法第144条第一項に基づくものであり、特定標準物質 (国家標準) にトレーサブルな標準物質により値付けした結果を示すもので、認定シンボルは値付けした結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。
- ・当事業所は、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025:2017) 及び JIS Q 17034 (ISO 17034:2016) に適合しており、この証明書は JIS Q 17034 (ISO 17034:2016) に記載された認証標準物質 (CRM) に対する全ての要求事項を満たした標準物質の値付け結果を示すものです。
- ・この証明書は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認) に加盟している IAJapan に認定された校正機関及び標準物質生産者によって発行されていますので、この値付け結果は ILAC/APAC の MRA を通じて、国際的に受入可能です。
- ・用途、使用方法、保存条件及び保証期限については、JIS Q 0031 (ISO Guide 31:2015) に適合するように記載された事項であり、計量法第144条第一項に規定された事項ではありません。



20230529評基第009号
2023年10月24日

登 録 証

関東化学株式会社 殿

計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者として登録します。

登 録 番 号 0015

事業所の名称 関東化学株式会社 伊勢原工場

所 在 地 神奈川県伊勢原市鈴川21番地

登録に係る区分 濃度（詳細は別紙のとおり）

登録の有効期限 2027年10月24日

2023年10月24日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 長谷川 史彦





20230529評基第009号
2023年10月24日

認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を JCSS 認定プログラムの校正事業者として認定する。

認 定 識 別: JCSS 0015 Calibration

適合性評価機関の名称: 関東化学株式会社 伊勢原工場

法 人 の 名 称: 関東化学株式会社

適合性評価機関の所在地: 神奈川県伊勢原市鈴川 21 番地

認 定 範 囲: 濃度 (詳細は別紙のとおり)

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (JCSS 認定) に記載した
認定要求事項

認定発効日: 2023年10月25日

認定の有効期限: 2027年10月24日

初回認定発効日: 2005年12月26日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 齊藤 和則

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。



20230529 評基第 009 号
2023 年 10 月 24 日

認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を JCSS 認定プログラムの標準物質生産者として認定する。

認 定 識 別: JCSS 0015 RMP

適合性評価機関の名称: 関東化学株式会社 伊勢原工場

法 人 の 名 称: 関東化学株式会社

適合性評価機関の所在地: 神奈川県伊勢原市鈴川 21 番地

認 定 範 囲: 濃度 (詳細は別紙のとおり)

認定要求事項: ISO 17034:2016

認定スキーム文書 (JCSS-RMP 認定) に記載した
認定要求事項

認 定 発 効 日: 2023 年 10 月 25 日

認定の有効期限: 2027 年 10 月 24 日

初回認定発効日: 2009 年 1 月 29 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 齊藤 和則

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この認定は当該事業者が認定された範囲において ISO 17034:2016 の技術的能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

<校正>

登録（認定）に係る区分：濃度

法律に基づく初回登録年月日：1994 年 3 月 1 日

国際 MRA 対応初回認定発効日：2005 年 12 月 26 日

校正手法の区分の呼称〔登録更新（認定発効）年月日〕：pH 標準液〔2023 年 10 月 25 日〕

恒久的施設で行う校正／現地校正の別：恒久的施設で行う校正

校正測定能力

校正手法の 区分の呼称#	種類	校正範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約 95 %)
pH 標準液	しゅう酸塩 pH 標準液	1.679	0.005
	フタル酸塩 pH 標準液	4.008	0.005
	中性りん酸塩 pH 標準液	6.865	0.005
	りん酸塩 pH 標準液	7.413	0.006
	ほう酸塩 pH 標準液	9.180	0.005
	炭酸塩 pH 標準液	10.012	0.006

#校正の方法は、全て自社で開発された手順です。

<標準物質生産者>

認定に係る区分：濃度

国際 MRA 対応初回認定発効日：2009 年 1 月 29 日

区分の呼称〔認定発効年月日〕：pH 標準液〔2023 年 10 月 25 日〕

標準物質又は認証標準物質の別：認証標準物質

特性値の付与に使用するアプローチ：単一事業所による単一方法を用いた値付け (ISO 17034:2016 7.12.3 注記 1 d))

区分の呼称	種類	範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約 95 %)	値付け技術
pH 標準液	しゅう酸塩 pH 標準液	1.679	0.005	ガラス電極法
	フタル酸塩 pH 標準液	4.008	0.005	
	中性りん酸塩 pH 標準液	6.865	0.005	
	りん酸塩 pH 標準液	7.413	0.007	
	ほう酸塩 pH 標準液	9.180	0.008	
	炭酸塩 pH 標準液	10.012	0.012	



JCSS
JCSS 0015

総数 1 頁の 1 頁

発行番号 KI-1025

証 明 書

標準物質	名 称 :	フタル酸塩pH標準液 (第2種) Cat.No. 32798-08
	製 造 者 :	関東化学株式会社 伊勢原工場
	ロット番号 :	303N1829
用 途		pH計の校正
使 用 方 法		開栓前に容器を穏やかに転倒混和し、清浄な容器を本標準液で共洗いを 行った後、必要量を取り使用して下さい。 また、開栓した容器は速やかに密栓して下さい。
保 存 条 件		直射日光を避け、25 °C 以下で保存、ただし、凍結不可
値 付 け 方 法		特定二次pH標準液を用いてガラス電極法により値付け
値付け実施場所		関東化学株式会社 伊勢原工場
値 付 け 条 件		25 °C ± 0.1 °C
値付け結果及び 拡張不確かさ		pH値 4.01 ± 0.015 包含係数 $k=2$ 、信頼の水準約95 % (備考) 拡張不確かさは、保証期間内の保存安定性の不確かさを含む。
値 付 け 年 月 日		2021年3月23日
保 証 期 限		2022年2月末

値付けの結果は、上記のとおりであることを証明します。

発行日 2021年3月23日

神奈川県伊勢原市鈴川21番地

関東化学株式会社 伊勢原工場

工場長

元 脩 己

- ・この証明書は、計量法第144条第一項に基づくものであり、特定標準物質（国家標準）にトレーサブルな標準物質により値付けした結果を示すもので、認定シンボルは値付けした結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
- ・当事業所は、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025:2017) 及び JIS Q 17034 (ISO 17034:2016) に適合しており、この証明書は JIS Q 17034 (ISO 17034:2016) に記載された認証標準物質 (CRM) に対する全ての要求事項を満たした標準物質の値付け結果を示すものです。
- ・この証明書は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認) に加盟している IA Japan に認定された校正機関及び標準物質生産者によって発行されていますので、この値付け結果は ILAC/APAC の MRA を通じて、国際的に受入可能です。
- ・用途、使用方法、保存条件及び保証期限については、JIS Q 0031 (ISO Guide 31:2015) に適合するように記載された事項であり、計量法第144条第一項に規定された事項ではありません。